

香川県立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第37号

香川県立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 香川県立学校の管理運営に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休業日等) 第4条 略 (1)～(7) 略 (8) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。） <u>第90条第5項</u> に規定する学力検査を行う日及びその翌日 (9) 略 2～5 略 6 校長は、規則第39条、 <u>第79条</u> 、 <u>第104条第1項</u> 及び <u>第135条第1項</u> において準用する規則 <u>第63条</u> の規定により臨時に授業を行わないときは、直ちに、次に掲げる事項について教育長に報告しなければならない。 (1)～(3) 略	(休業日等) 第4条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第8号の規定は、特別支援学校には、適用しない。 (1)～(7) 略 (8) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。） <u>第59条第5項</u> に規定する学力検査を行う日及びその翌日 (9) 略 2～5 略 6 校長は、規則第55条、 <u>第65条第1項</u> 、 <u>第73条の16第1項</u> 及び <u>第77条</u> において準用する規則 <u>第48条</u> の規定により臨時に授業を行わないときは、直ちに、次に掲げる事項について教育長に報告しなければならない。 (1) 授業を行わない期間 (2) 非常変災その他急迫の事情の概要 (3) その他必要な事項
(教育課程の編成) 第5条 略 2 略 3 略	(教育課程の編成) 第5条 中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）の教育課程は、法令に定めるもののほか、それぞれ中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領並びに教育委員会の定めるところにより、学年の当初に、校長が編成する。 2 略 3 校長は、第1項の教育課程を編成するに当たっては、次の各号に掲げる学校の種類に応じ、学年別に、当該各号に掲げる事項を明らかにしなけれ

(1) 略

ア 教科（規則第72条第2項のその他特に必要な教科を除く。）の名称
及び授業時数

イ～オ 略

(2)～(6) 略

4 略

(校外行事)

第8条 略

2 校長は、前項の校外行事（対外試合を除く。）のため、幼児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）を県外に派遣しようとする場合（宿泊を要する場合に限る。）は、あらかじめ、第2号様式による生徒等県外派遣届出書により、教育長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、登山その他危険を伴う校外行事のため、生徒等を県外に派遣しようとする場合は、あらかじめ、第2号様式の2による生徒等県外派遣承認申請書により、教育長の承認を受けなければならない。

(成績の評価等)

第12条 規則第79条、第104条第1項及び第135条第2項において準用する規則第57条の規定により、児童又は生徒の平素の成績を評価する場合は、出席状況をも重視するものとする。

2・3 略

(表簿)

第26条 学校においては、規則第28条第1項に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 児童又は生徒の賞与台帳及び懲戒台帳

(10) 生徒等異動記録簿

(11) 略

2 前項第1号及び第2号に掲げる表簿は、常用使用するものとし、他の表簿は、3年以上必要な期間、これを保存しなければならない。

ばならない。

(1) 中学校

ア 教科（規則第53条第2項のその他特に必要な教科を除く。）の名称
及び授業時数

イ～オ 略

(2)～(6) 略

4 略

(校外行事)

第8条 略

2 校長は、前項の校外行事（対外試合を除く。）のため、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）を県外に派遣しようとする場合（宿泊を要する場合に限る。）は、あらかじめ、第2号様式による児童等県外派遣届出書により、教育長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、登山その他危険を伴う校外行事のため、児童等を県外に派遣しようとする場合は、あらかじめ、第2号様式の2による児童等県外派遣承認申請書により、教育長の承認を受けなければならない。

(成績の評価等)

第12条 規則第55条、第65条第1項及び第73条の16第2項において準用する規則第27条の規定により、児童又は生徒の平素の成績を評価する場合は、出席状況をも重視するものとする。

2・3 略

(表簿)

第26条 学校においては、規則第15条に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。

(1) 学校沿革史

(2) 卒業証書授与台帳及び修了証書授与台帳

(3)～(8) 略

(9) 児童等の賞与台帳及び児童又は生徒の懲戒台帳

(10) 児童等異動記録簿

(11) 略

2 前項第1号及び第2号に掲げる表簿は、永年保存とし、他の表簿は、3年以上必要な期間、これを保存しなければならない。

(寮務主任、舍監及び寄宿舎指導員)

第34条の2 略

(主任寄宿舎指導員)

第34条の3 略

(併設型中学校及び併設型高等学校)

第41条の3 次の表の左欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）及び同表の右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

略

(主事)

第42条 聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の幼稚部並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に、それぞれ、主事を置く。

2・3 略

(準用)

第46条 第27条の2、第27条の6、第34条の2及び第34条の3の規定は、特別支援学校について準用する。この場合において、第34条の2第3項及び第4項並びに第34条の3第2項中「生徒」とあるのは、「幼児、児童又は生徒」と読み替えるものとする。

(寮務主任、舍監及び寄宿舎指導員)

第34条の2 略

2 略

3 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における生徒の教育に当たる。

4 寄宿舎指導員は、校長の監督を受け、寄宿舎における生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

5 略

(主任寄宿舎指導員)

第34条の3 略

2 主任寄宿舎指導員は、校長の監督を受け、寄宿舎における生徒の日常生活上の世話及び生活指導に関する専門的な事項をつかさどる。

3 略

(併設型中学校及び併設型高等学校)

第41条の3 次の表の左欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）及び同表の右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第51条の10の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

略

(主事)

第42条 特別支援学校の小学部、中学部及び高等部並びに聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の幼稚部に、それぞれ、主事を置く。

2・3 略

(準用)

第46条 第27条の2、第27条の6、第34条の2及び第34条の3の規定は、特別支援学校について準用する。この場合において、第34条の2第3項及び第4項並びに第34条の3第2項中「生徒」とあるのは、「児童、生徒又は幼児」と読み替えるものとする。

2・3 略

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

香川県教育委員会教育長殿

校長 氏 名印

生徒等県外派遣届出書

下記により生徒等を県外に派遣するので、香川県立学校の管理運営に関する規則第8条第2項の規定により届け出ます。

記

行事事名 (該当に○印)	修学旅行・その他()					
旅行地(派遣先)及び日程	年 月 日から 年 月 日まで					
<u>生徒等の費用の額</u>	1人当たり()円					
参加生徒等の課程、部科、学年、性別及び人員	課程名	部・科名	学 年	男 子	女 子	計
合 計						
※参 加 率	<u>参加生徒等の数()人</u> ×100=()% <u>在籍生徒等の数()人</u>					
※不参加生徒等の取扱い						
引率者の職名及び氏名						
引率者の旅費額その他の	1人当たり()円 費目()					

備考 ※印のある欄には、修学旅行等全体的行事の場合のみ記入する。

2・3 略

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

香川県教育委員会教育長殿

校長 氏 名印

児童等県外派遣届出書

下記により児童等を県外に派遣するので、香川県立学校の管理運営に関する規則第8条第2項の規定により届け出ます。

記

行事事名 (該当に○印)	修学旅行・その他()					
旅行地(派遣先)及び日程	年 月 日から 年 月 日まで					
<u>児童等の費用の額</u>	1人当たり()円					
参加児童等の課程、部科、学年、性別及び人員	課程名	部・科名	学 年	男 子	女 子	計
合 計						
※参 加 率	<u>参加児童等の数()人</u> ×100=()% <u>在籍児童等の数()人</u>					
※不参加児童等の取扱い						
引率者の職名及び氏名						
引率者の旅費額その他の	1人当たり()円 費目()					

備考 ※印のある欄には、修学旅行等全体的行事の場合のみ記入する。

第2号様式の2（第8条関係）

年 月 日

香川県教育委員会教育長殿

校長 氏 名団

生徒等県外派遣承認申請書

下記により生徒等を県外に派遣したいので、香川県立学校の管理運営に関する規則第8条第3項の規定により申請します。

記

行 事 名						
目 的						
旅行地（派遣先）及び日程	年 月 日から 年 月 日まで					
<u>生徒等の費用の額</u>	1人当たり()円					
参加生徒等の課程、部科、学年、性別及び人員	課程名	部・科名	学 年	男 子	女 子	計
合 計						
※参 加 率	<u>参加生徒等の数()人</u>			<u>×100=()%</u>		
※不参加生徒等の取扱い						
引率者の職名及び氏名						
引率者の旅費額その他	1人当たり()円 費目()					

備考 ※印のある欄には、全体的行事の場合にのみ記入する。

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員免許状に関する規則（昭和35年香川県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第2号様式の2（第8条関係）

年 月 日

香川県教育委員会教育長殿

校長 氏 名団

児童等県外派遣承認申請書

下記により児童等を県外に派遣したいので、香川県立学校の管理運営に関する規則第8条第3項の規定により申請します。

記

行 事 名						
目 的						
旅行地（派遣先）及び日程	年 月 日から 年 月 日まで					
<u>児童等の費用の額</u>	1人当たり()円					
参加児童等の課程、部科、学年、性別及び人員	課程名	部・科名	学 年	男 子	女 子	計
合 計						
※参 加 率	<u>参加児童等の数()人</u>			<u>×100=()%</u>		
※不参加児童等の取扱い						
引率者の職名及び氏名						
引率者の旅費額その他	1人当たり()円 費目()					

備考 ※印のある欄には、全体的行事の場合にのみ記入する。

改正後	改正前				
<p>(単位の修得方法の基準) 第17条 略</p> <p>略</p>	<p>(単位の修得方法の基準) 第17条 次の表の左欄に掲げる免許法別表第3から別表第7までに規定する 単位の修得方法（免許法施行規則第14条の規定による単位遞減に伴う残 単位の修得方法を含む。）は、それぞれ右欄に掲げる表によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>左 欄</th><th>右 欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免許法 別表第3 略</td><td>第1表から第8表まで 略</td></tr> </tbody> </table>	左 欄	右 欄	免許法 別表第3 略	第1表から第8表まで 略
左 欄	右 欄				
免許法 別表第3 略	第1表から第8表まで 略				

第1表

根拠規定	受けようとする 免許状の種類	在職年数	最低修得 単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職 に関する科目	
				単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数
免許法別 表第3備 考第7号	幼稚園 教諭	一種免 許状	5	45	4	20	6		
			6	40	3	18	5		
			7	35	3	16	5		
			8	30	2	14	4		
			9	25	2	12	4		
			10	20	2	11	3		
			11	15	1	9	3		
			12	10	1	7	2		
			6	45	5	30			
			7	40	4	27			
			8	35	4	24			
			9	30	3	21			
			10	25	3	18			
			11	20	2	15			
			12	15	2	12			
			13	10	1	9			
備考	小学校 教諭	略							

備考

- 1 略
- 2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第5条第1項に定める修得方法の例により、小学校教諭の一種免許状又は二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第2条第1項に定める修得方法の例による。
- 3・4 略

第1表

根拠規定	受けようとする 免許状の種類	在職年数	最低修得 単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職 に関する科目	
				単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数
免許法別 表第3備 考第7号	小学校 教諭	略		幼稚園 教諭	一種免 許状	5	45	4	20
						6	40	3	18
						7	35	3	16
						8	30	2	14
						9	25	2	12
						10	20	2	11
						11	15	1	9
						12	10	1	7
						6	45	5	30
						7	40	4	27
						8	35	4	24
						9	30	3	21
						10	25	3	18
						11	20	2	15
						12	15	2	12
						13	10	1	9
備考	略								

備考

- 1 略
- 2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、小学校教諭の一種免許状又は二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第2条第1項に定める修得方法の例により、幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第5条第1項に定める修得方法の例による。

第3表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
				単位数	単位数	単位数
免許法施行規則第11条の表備考第3号及び第4号	<u>幼稚園教諭の一 種免許状</u>	3	25	2	12	6
		4	20	2	10	5
		5	15	1	9	3
		6	10	1	7	2
	小学校教諭の一 種免許状	略				
	中学校教諭の一 種免許状	略				
	高等学校教諭の一 種免許状	略				

備考

- 1 略
- 2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、幼稚園教諭の一
種免許状の場合にあっては免許法施行規則第5条第1項に定める修得方法の例により、小学校教諭の一
種免許状の場合にあっては免許法施行規則第2条第1項に定める修得方法の例により、中学校教諭の一
種免許状又は高等学校教諭の一
種免許状の場合にあっては教科に関する科目表による。
- 3・4 略

第3表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	
				単位数	単位数	単位数	
免許法施行規則第11条の表備考第3号及び第4号	<u>小学校教諭の一 種免許状</u>	略					
		略					
		略					
		略					
	<u>幼稚園教諭の一 種免許状</u>	3	25	2	12	6	
		4	20	2	10	5	
		5	15	1	9	3	
		6	10	1	7	2	

備考

- 1 略
- 2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、小学校教諭の一
種免許状の場合にあっては免許法施行規則第2条第1項に定める修得方法の例により、中学校教諭の一
種免許状又は高等学校教諭の一
種免許状の場合にあっては教科に関する科目表により、幼稚園教諭の一
種免許状の場合にあっては免許法施行規則第5条第1項に定める修得方法の例による。
- 3・4 略

第8表

根拠規定	受けようとする免 許状の種類	最低在職年数	最低修得 単位数	教科に關す る科目	教職に關す る科目
				単位数	単位数
免許法改正法 附則第11項	幼稚園教諭の二種 免許状	3	15	5	5
	小学校教諭の二種 免許状	略			
	中学校教諭の二種 免許状	略			
免許法改正法 附則第12項	幼稚園教諭の二種 免許状	1	10	5	5
	小学校教諭の二種 免許状	略			
免許法改正法 附則第13項	小学校教諭の二種 免許状	略			
備考					
1 略					
2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免 許状の種類が、幼稚園教諭の二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第5条第1 項に定める修得方法の例により、小学校教諭の二種免許状の場合にあっては免許法 施行規則第2条第1項に定める修得方法の例により、中学校教諭の二種免許状の場合に あっては教科に関する科目表による。					
3 略					

第8表

根拠規定	受けようとする免 許状の種類	最低在職年数	最低修得 単位数	教科に關す る科目	教職に關す る科目
				単位数	単位数
免許法改正法 附則第11項	小学校教諭の二種 免許状	略			
	中学校教諭の二種 免許状	略			
	幼稚園教諭の二種 免許状	3	15	5	5
免許法改正法 附則第12項	小学校教諭の二種 免許状	略			
	幼稚園教諭の二種 免許状	1	10	5	5
免許法改正法 附則第13項	小学校教諭の二種 免許状	略			
備考					
1 略					
2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免 許状の種類が、小学校教諭の二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第2条第1 項に定める修得方法の例により、中学校教諭の二種免許状の場合にあっては教科に する科目表により、幼稚園教諭の二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第5条 第1項に定める修得方法の例による。					
3 略					

教職に関する科目表

1 幼稚園教諭

受けようと する免許状 の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義 等に関する 科目	教育の基礎 理論に関する 科目	教育課程及 び指導法に 関する科目	生徒指導、教育相 談及び進路指導等 に関する科目	総合演習
一種免許状	7		1	4		
	8		2	4		
	9		2	5		
	10		2	6		
	11		2	6		
	12		3	7		
	13		3	7		
	14		3	8		
	15		4	9	1	1
	16		4	9	1	1
	17		4	10	1	1
	18		4	10	1	1
	19		5	11	1	1
	20		5	12	1	1
二種免許状	5		1	2		
	6		1	3		
	7		1	3		
	8		2	4		
	9		2	4		
	10		2	5		
	11		3	6	1	1
	12		3	6	1	1
	13		3	7	1	1
	14		3	7	1	1
	15		4	8	1	1
	16		4	8	1	1
	17		4	9	1	1

教職に関する科目表

<u>18</u>	<u>4</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>19</u>	<u>5</u>	<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>20</u>	<u>5</u>	<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>21</u>	<u>5</u>	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>22</u>	<u>6</u>	<u>12</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
<u>23</u>	<u>6</u>	<u>12</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
<u>24</u>	<u>6</u>	<u>13</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
<u>25</u>	<u>6</u>	<u>13</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
<u>26</u>	<u>7</u>	<u>14</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
<u>27</u>	<u>7</u>	<u>14</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
<u>28</u>	<u>7</u>	<u>15</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
<u>29</u>	<u>7</u>	<u>15</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
<u>30</u>	<u>8</u>	<u>16</u>	<u>2</u>	<u>2</u>

備考

- 1 第1表、第3表及び第8表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、単位数の欄に掲げる単位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 2 前号の場合において、第1表、第3表及び第8表に定める教職に関する科目の単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目のうちから修得するものとする。
- 3 前2号に定めるもののほか、第1表、第3表及び第8表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第6条に定める修得方法の例による。

- 2 小学校教諭 略
- 3 中学校教諭 略
- 4 高等学校教諭 略

- 1 小学校教諭 略
- 2 中学校教諭 略
- 3 高等学校教諭 略

4 幼稚園教諭

受けようと する免許状 の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義 等に関する 科目	教育の基礎 理論に関する 科目	教育課程及 び指導法に 関する科目	生徒指導、教育相 談及び進路指導等 に関する科目	総合演習
一種免許状	7		1	4		
	8		2	4		
	9		2	5		
	10		2	6		
	11		2	6		
	12		3	7		
	13		3	7		
	14		3	8		
	15		4	9	1	1
	16		4	9	1	1
	17		4	10	1	1
	18		4	10	1	1
	19		5	11	1	1
	20		5	12	1	1
二種免許状	5		1	2		
	6		1	3		
	7		1	3		
	8		2	4		
	9		2	4		
	10		2	5		
	11		3	6	1	1
	12		3	6	1	1
	13		3	7	1	1
	14		3	7	1	1
	15		4	8	1	1
	16		4	8	1	1
	17		4	9	1	1
	18		4	9	1	1
	19		5	10	1	1

20	5	10	1	1
21	5	11	1	1
22	6	12	2	2
23	6	12	2	2
24	6	13	2	2
25	6	13	2	2
26	7	14	2	2
27	7	14	2	2
28	7	15	2	2
29	7	15	2	2
30	8	16	2	2

備考

- 1 第1表、第3表及び第8表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、単位数の欄に掲げる単位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 2 前号の場合において、第1表、第3表及び第8表に定める教職に関する科目の単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目のうちから修得するものとする。
- 3 前2号に定めるもののほか、第1表、第3表及び第8表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第6条に定める修得方法の例による。

5・6 略

5・6 略

(香川県教育委員会に対する市町教育委員会の報告等に関する規則の一部改正)

第3条 香川県教育委員会に対する市町教育委員会の報告等に関する規則（昭和35年香川県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 市町教育委員会（市町が設置する学校組合に置かれる教育委員会を含む。以下同じ。）は、月ごとに、その所管に属する小学校及び中学校（以下「学校」という。）の前月における児童又は生徒の数及び出席状況並びに校長及び教員の出勤状況を県教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 学校において学校保健法（昭和33年法律第56号）第13条又は学校教</p>	<p>1 市町教育委員会は、月ごとに、その所管に属する小学校及び中学校（以下「学校」という。）の前月における児童又は生徒の数及び出席状況並びに校長及び教員の出勤状況を県教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 市町教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、県教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 学校において学校保健法（昭和33年法律第56号）第13条又は学校教</p>

育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第63条（規則第79条の規定によって準用される場合を含む。）により臨時休業を行ったとき。

(4)・(5) 略

育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第48条（規則第55条の規定によって準用される場合を含む。）により臨時休業を行ったとき。

(4)・(5) 略

（学校教育法施行細則の一部改正）

第4条 学校教育法施行細則（昭和35年香川県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（学校等設置の認可申請及び届出）</p> <p>第1条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）<u>第3条</u>（規則<u>第190条</u>において準用する場合を含む。）の規定により提出する認可申請書及び届出書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、既存施設を転用してこれに充てる場合は、第3号から第6号までの書類を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 学年別の<u>児童、生徒</u>の数及び学級数並びに通学範囲についての見込調書（別記様式）</p> <p>(9)・(10) 略</p>	<p>（学校等設置の認可申請及び届出）</p> <p>第1条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）<u>第3条</u>（規則<u>第78条</u>において準用する場合を含む。）の規定により提出する認可申請書及び届出書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、既存施設を転用してこれに充てる場合は、第3号から第6号までの書類を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 学年別の<u>児童、生徒</u>の数及び学級数並びに通学範囲についての見込調書（別記様式）</p> <p>(9)・(10) 略</p>
<p>（学校等の位置の変更の認可申請及び届出）</p> <p>第2条 規則<u>第5条</u>（規則<u>第190条</u>において準用する場合を含む。）の規定により提出する学校等の位置の変更についての認可申請書及び届出書には、同条に規定するもののほか、前条第2号から第10号までに掲げる書類を添えなければならない。ただし、既存施設を転用してこれに充てる場合は、第3号から第6号までの書類を除く。</p>	<p>（学校等の位置の変更の認可申請及び届出）</p> <p>第2条 規則<u>第4条の2</u>（規則<u>第78条</u>において準用する場合を含む。）の規定により提出する学校等の位置の変更についての認可申請書及び届出書には、同条に規定するもののほか、前条第2号から第10号までに掲げる書類を添えなければならない。ただし、既存施設を転用してこれに充てる場合は、第3号から第6号までの書類を除く。</p>
<p>（分校設置の認可申請及び届出）</p> <p>第3条 規則<u>第7条</u>（規則<u>第190条</u>において準用する場合を含む。）の規定により提出する認可申請書及び届出書には、同条に規定するもののほか第1条各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、既存施設を転用してこれに充てる場合は、第3号から第6号までの書類を除く。</p>	<p>（分校設置の認可申請及び届出）</p> <p>第3条 規則<u>第6条</u>（規則<u>第78条</u>において準用する場合を含む。）の規定により提出する認可申請書及び届出書には、同条に規定するもののほか第1条各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、既存施設を転用してこれに充てる場合は、第3号から第6号までの書類を除く。</p>

(二部授業実施の届出手続)

第4条 規則第9条の規定により提出する届出書には、同条に規定するもののほか、学級編制表及び教室配置図を添えなければならない。

2 規則第9条に規定する実施方法とは、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) 略

(二部授業実施の届出手続)

第4条 規則第7条の規定により提出する届出書には、同条に規定するもののほか、学級編制表及び教室配置図を添えなければならない。

2 規則第7条に規定する実施方法とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 二部授業を行おうとする学年及び学級並びに担任教員の職、氏名及び取得している免許状の種類
- (2) 二部授業を行おうとする学級の授業の終始の時刻及び教科別の年間授業時間数

別記様式（第1条関係）

幼児、児童又は生徒の数及び学級数並びに通学範囲についての見込調書
略

別記様式

児童の数及び学級数並びに通学範囲についての見込調書
略

(県立学校学則の一部改正)

第5条 県立学校学則（昭和36年香川県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(部、課程、学科等)	(部、課程、学科等)
第1条 略	第1条 略
2 学校の <u>幼児及び生徒</u> （特別支援学校の中學部の生徒を除く。）の定員については、教育委員会が別に定める。	2 学校の生徒（特別支援学校の中學部の生徒を除く。） <u>及び</u> 幼児の定員については、教育委員会が別に定める。
(修業年限)	(修業年限)
第2条 学校の修業年限は、次のとおりとする。	第2条 学校の修業年限は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 特別支援学校	(3) 特別支援学校
ア 幼稚部 3年以内	ア 小学部 6年 イ 中学部 3年 ウ 高等部 3年
イ～オ 略	エ 高等部専攻科 2年（視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校にあっては、3年）

才 幼稚部 3年以内

(休業日)

第5条 略
休業日は、次のとおりとする。ただし、第8号の規定は、特別支援学校には、適用しない。

(1)～(7) 略

(8) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第90条第5項に規定する学力検査を行う日及びその翌日

(9) 略

2～5 略

第11条 略

2～4 略

5 特別支援学校の小学部、中学部及び高等部並びに聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の幼稚部に、それぞれ、主事を置く。

(賞罰)

第19条 校長は、教育上必要があると認めたときは、児童、生徒又は幼児を褒賞することができる。

2・3 略

別表1 (第1条関係)

中学校

略

高等学校

略

特別支援学校

名称	位置	主として行う 教育の内容	部等	学科
略				
香川県立 盲学校	略	略	幼稚部	
			小学部	
			中学部	

中学校

略

高等学校

略

特別支援学校

名称	位置	主として行う 教育の内容	部等	学科
略				
香川県立 盲学校	略	略	小学部	
			中学部	

			高等部	略
			高等部 専攻科	略
			<u>幼稚部</u>	
			小学部	
			中学部	
			高等部	略
			高等部 専攻科	略
香川県立 聾学校	略	略	幼稚部	
香川県立 香川中部 養護学校	略	略	小学部	
			中学部	
			高等部	略
			高等部 専攻科	略
			幼稚部	
略			小学部	
香川県立 聾学校			中学部	
香川県立 香川中部 養護学校			高等部	略
			高等部 専攻科	略
			幼稚部	
			小学部	
			中学部	
			高等部	略
			幼稚部	
			略	

(香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第6条 香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 市町立の<u>幼稚園、小学校及び中学校</u>の設置、廃止及び組織編制に関すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 市町立の<u>幼稚園、小学校及び中学校</u>の教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導その他の学校教育の専門的事項の指導に関すること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 市町立の<u>幼稚園、小学校及び中学校</u>の教材教具に関すること。</p> <p>(7)～(12) 略</p>	<p>(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第4条 義務教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市町立の<u>小学校、中学校及び幼稚園</u>の設置、廃止及び組織編制に関すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 市町立の<u>小学校、中学校及び幼稚園</u>の教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導その他の学校教育の専門的事項の指導に関すること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 市町立の<u>小学校、中学校及び幼稚園</u>の教材教具に関すること。</p> <p>(7)～(12) 略</p>

- (13) 市町立の幼稚園、小学校及び中学校の就学に関すること。
 (14)・(15) 略
 (16) その他市町立の幼稚園、小学校及び中学校に関すること。

(教育事務所の分掌事務)

第11条 略

- (1)・(2) 略
 (3) 市町立の幼稚園、小学校及び中学校の管理運営に関する指導及び助言に関すること。
 (4) 市町立の幼稚園、小学校及び中学校における教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導その他の学校教育の専門的事項の指導に関すること。
 (5)・(6) 略

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第7条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第3 学歴免許等資格区分表（第4条関係）		別表第3 学歴免許等資格区分表（第4条関係）	
学歴免許等の区分	学歴免許等の資格	学歴免許等の区分	学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	基準学歴区分	学歴区分
1 大学卒	略 (3) 専門職学位課程修了 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程（同法第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあっては、その変更がないものとした場合における標準修業年限）が2年以上のものに限る。）の修了	1 大学卒	略 (3) 専門職学位課程修了 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程（同法第65条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあっては、その変更がないものとした場合における標準修業年限）が2年以上のものに限る。）の修了

(4) 大学6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科 (同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。) 又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 イ 略		(4) 大学6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科 (同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。) 又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 イ 略
略			略	

(技能教育施設の指定等の手続に関する規則の一部改正)

第8条 技能教育施設の指定等の手続に関する規則(平成2年香川県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。) <u>第55条第1項の規定による技能教育のための施設の指定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</u>	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。) <u>第45条の2第1項の規定による技能教育のための施設の指定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</u>
(技能教育施設の指定の申請)	(技能教育施設の指定の申請)
第2条 技能教育のための施設の設置者で法第55条第1項の規定による指定を受けようとするものは、当該指定を受けようとする日の3月前までに、技能教育施設指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、香川県教育委員会に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 法 <u>第55条第1項の規定による技能教育のための施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置(以下「連携措置」という。)を執ろうとする高等学校の名称、所在地、課程及び学科名を記載した書類</u> (8) 略	第2条 技能教育のための施設の設置者で法 <u>第45条の2第1項の規定による指定を受けようとするものは、当該指定を受けようとする日の3月前までに、技能教育施設指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、香川県教育委員会に提出しなければならない。</u> (1)～(6) 略 (7) 法 <u>第45条の2第1項の規定による技能教育のための施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置(以下「連携措置」という。)を執ろうとする高等学校の名称、所在地、課程及び学科名を記載した書類</u> (8) 略

(連携科目等の追加等の申請)

第4条 法第55条第1項の規定による指定を受けた技能教育のための施設の設置者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により連携科目等の追加、変更又は廃止（以下「追加等」という。）をしようとするときは、当該追加等をしようとする日の3月前までに、連携科目等追加等申請書（第2号様式）を香川県教育委員会に提出しなければならない。

2 略

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

香川県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び
主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
㊞

技 能 教 育 施 設 指 定 申 請 書

学校教育法第55条第1項の規定による技能教育のための施設の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1～4 略

(連携科目等の追加等の申請)

第4条 法第45条の2第1項の規定による指定を受けた技能教育のための施設の設置者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により連携科目等の追加、変更又は廃止（以下「追加等」という。）をしようとするときは、当該追加等をしようとする日の3月前までに、連携科目等追加等申請書（第2号様式）を香川県教育委員会に提出しなければならない。

2 略

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

香川県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び
主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
㊞

技 能 教 育 施 設 指 定 申 請 書

学校教育法第45条の2第1項の規定による技能教育のための施設の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1～4 略

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。